

奈良三丁目自治会規約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は奈良三丁目自治会(以下『会』という)と称し、事務所は会長宅に置く。

(区 域)

第2条 会の区域は横浜市青葉区奈良三丁目の区域とする。ただし、十四番地を除く。

(会 員)

第3条 会の区域内に居住する世帯主又はこれに準ずるものを正会員、区域内で事業を営む者で自治会活動に賛同を得た企業を特別会員とし、会への入会、脱会は妨げない。

(目 的)

第4条 会は民主主義の精神に基づき、会員の共同生活を通じ、会員相互の親睦と福祉を増進し、もって地域社会の向上発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第5条 会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)健全で明るい生活環境を造ること。
- (2)融和、親睦を図る為の各種の行事を行うこと。
- (3)こども会及びシニア会等の育成と活動助成。
- (4)その他目的達成に必要なこと。

(方 針)

第6条 会の運営は、総て民主的になされる。また、会員は総て平等に取り扱われる。

第2章 運 営

(組 織)

第7条 会の区域を各『ブロック』に分け、それを組(A組・B組～)とする。組の中に、まとまりある小区域ごとに班を設ける。

- 2 各組に組長をおく。
- 3 各班に班長をおく。

(組長・班長の選出と任期)

第8条 組長・班長は会長の推薦または、会員の互選(原則輪番)とし、組・班常会を主宰して役員会に組・班の意見を反映させるものとする。

- 2 組長は組内の防災・防犯・衛生・老人・こどもの状況等を把握し、必要に応じて、会長に報告しなければならない。
- 3 班長は班内の防災・防犯・衛生・老人・こどもの状況等を把握し、ならびに会費・募金等の集金、回覧(広報)配布および転入・転出状況等を組長に報告し組長は会長に報告するものとする。
- 4 組長の任期は1年とし、役員を兼務することができる。
- 5 班長の任期は1年とし、役員を兼務することができる。

(委員会)

第9条 会の事業および運営の円滑を期すために、委員会を設ける。

- 2 委員会の種類は次のとおりとする。
 - (1)事業委員会
 - (2)広報委員会

(3)環境・安全委員会

3 委員会は代表役員会が推薦した必要数を第10条1項により選出した委員により構成する。

4 委員会は次の各事項を審議、調査、研究、実行し、必要に応じ会長の諮問に応ずるものとする。

1. 事業委員会

- (1)事業の計画、実施
- (2)その他関係ある事項

2. 広報委員会

- (1)自治体広報その他回覧・配付資料の班長および関係者への仕分け、配布
- (2)掲示物
- (3)その他関係ある事項

3. 環境・安全委員会

- (1)環境・防犯・防災関連活動の計画、実施
- (2)防災施設および備品の保守、点検
- (3)その他関係ある事項

5 委員会は各委員長が担当統括し、委員会の意見を代表役員会に反映させるものとする。

6 代表役員会が必要としたとき、特別委員会を設置することができる。特別委員会は、会長が担当統括する。

(役員)

第10条 会に次の各役員をおく。

1. 代表役員

- (1)会 長 (執行役員) 1名
- (2)副会長(執行役員) 2名

.....

(3)会計 2名(正副各1名)

(4)書記 2名(正副各1名)

(5)事業委員長 2名以上(正1名、副1名以上)

(6)環境安全委員長 2名以上(正1名、副1名以上)

(7)広報委員長 1名(各組長の3ヶ月毎の輪番で兼務する。)

(8)組長 組の数に同じ

2. 担当役員

- (1)各委員会の担当委員
- (2)行政機関委託の指導委員および民生委員等
- (3)こども会、シニア会等の代表および代表役員会が認めた会員。

3. 会計監査 2名

2 会長は、会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは代表役員に欠員が生じた場合はその職務を代行する。

4 組長は、担当組を統括する。

5 会計は、会の会計を統括する。

6 会計監査は、会の会計を監査し、総会に報告する。

7 書記は、自治会の各種書類を作成する。

8 各委員長は、各委員会を統括する。

9 担当委員は、会の各委員会活動を担当する。

10 指導委員・民生委員等は、会および行政機関の各指導活動を担当する。

11 こども会、シニア会等は、会の運営を担当し必要に応じ

奈良三丁目自治会規約

自治会の指導を受ける。また、総会において活動および予算の報告をすることとする。

12 役員は、別紙『自治会活動の手引き』に基づき活動する。

(役員の選出と任期)

第11条 役員は、会長の推薦または会員の互選(輪番)により、総会において選出する。

2 代表役員の任期は、2年とする(組長および班長が兼務する役員の任期は1年とする)。ただし、再任を妨げない。

3 役員に欠員が生じた場合には、前項に準じ補充する。任期は前任者の残任期間とする。

(役員の解任)

第12条 役員で規約に違反又は会の対面を汚す行為のあったときは総会の決議により解任することができる。

(顧問、相談役)

第13条 会に顧問、相談役を置くことができる。

2 顧問、相談役は、役員会の同意を経て会長が委託する。

3 顧問、相談役は、会議に出席して意見を述べるができる。

(会務の執行)

第14条 役員と班長で構成する役員会の評議で行い、総会に対して連帯で責任を負う。

第3章 会 議

(会議区分)

第15条 会の最高議決機関として、定期総会と臨時総会を持つ。定期総会は第7条の組長、班長、第10条の役員および会員をもって構成し、毎年1回、会計年度終了後1カ月以内に会長が召集し、代表役員の互選により、議長を選出する。

2 臨時総会は、次の場合に開催するものとする。

(1)役員会が召集を決議した場合。

(2)会員総数の三分の一以上が付議事項を示して要求のあったとき。

3 役員会は第7条の班長、第10条の各役員をもって構成し、総会に次ぐ議決機関とする。

4 代表役員会は第10条の代表役員をもって構成し、会の執行機関とする。

5 執行役員会は第10条の会長および副会長で構成し、会の運営協議機関とする。

6 会長が必要と認めた役員および会員は、代表役員会に出席して、意見を述べるができる。

7 役員会および代表役員会は、必要に応じて随時、会長が召集する。

(議 決)

第16条 会議は、それぞれ員数の過半数(委任状を含む)の出席を以て成立する。また、議事は出席者の過半数で決定し、可否同数のときは議長が決める。

2 会議の決定事項のうち、重要な事項は、文書により会員に周知徹底をはかる。

(審 議)

第17条 次の事項は、総会で審議決定する。

(1)予算、決算に関すること。

(2)事業計画に関すること。

(3)役員の選任に関すること。

(4)規約に関すること。

(5)その他重要な事項。

第4章 会 計

(経 費)

第18条 会の運営に要する経費は、会費、賛助金、その他の収入をもってあてる。

(会 費)

第19条 会費は1正会員あたり月額250円とする。

2 特別会員は、賛助金として月額12,000円とする。

3 会員は、原則として会費を一年分まとめて会計に納金する。会員が年度途中で脱会する場合、本人(班長を通じて)の請求により月割りで返金することができる。

4 会費は、自治会運営のための事業費、会議費、事務費、子ども会およびシニア会の助成、防犯灯、ごみ置場、防災用品の維持管理、同施設費、その他代表役員会が必要と認めた事項等に使用する。

5 会費は、必要と認められる場合は改定することができる。

(弔慰金)

第20条 正会員とその家族(区域内に居住)が死亡したとき弔慰金5,000円を送る。ただし、執行役員の判断で、必要な場合には弔慰金は10,000円とし、供花などを行うことができる。

(会計年度)

第21条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(細則の制定)

第22条 本規約施行のため必要な細則は、役員会の議決を経て会長が定める。

(会則の改廃)

第23条 この規約の改廃については、総会において三分の二以上の同意を必要とする。

第5章 補 則

(連合会)

第24条 この会は、他の地域内団体と連合自治会を構成することができる。

2 この会の役員は、奈良連合自治会の役員になることは妨げない。

(ごみ置場)

第25条 会員は会の定めたごみ置場を利用できる。但し、次の事を厳守すること。

(1)当局の規定を厳守すること。

(2)清潔、整理整頓に務めること。

奈良三丁目自治会規約

- (3)収集日の置場の清掃(輪番)をすること。
- (4)収集日当日の朝以外にごみを出さないこと。

附 則

1. この規約は、平成9年5月18日から施行する。
2. 平成 10 年4月5日一部改定。
3. 平成 12 年 4 月 23 日一部改定。
4. 平成 14 年 4 月 21 日一部改定。
5. 平成 16 年 4 月 25 日一部改定。
6. 平成 17 年 4 月 24 日一部改定。
7. 平成 18 年 4 月 22 日一部改定。
8. 平成 21 年 4 月 19 日一部改定。
9. 平成 22 年 4 月 18 日一部改定。
10. 平成 28 年 4 月 24 日一部改定。